

第18回教育委員会

平成30年8月7日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第73号 平成31年度使用教科用図書の採択について（中学校）

平成31年度使用中学校教科用図書の採択について

大阪市立中学校における平成31年度使用教科用図書について、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な調査・研究を経た答申を参照し、審議の結果、採択する。

目 次

平成 31 年度使用中学校教科用図書の選定について(答申)	5
見本本発行者別一覧	7
調査の観点「特別の教科 道徳」	11
調査の観点「特別の教科 道徳以外の全教科」	19
答申資料「特別の教科 道徳」	
市立中学校(咲くやこの花中学校及び水都国際中学校以外) . . .	67
咲くやこの花中学校	77
水都国際中学校	87
答申資料「特別の教科 道徳以外の全教科」	
水都国際中学校	97
国語	98
書写	104
社会(地理的分野)	110
社会(歴史的分野)	115
社会(公民的分野)	124
地図	132
数学	135
理科	143
音楽(一般)	149
音楽(器楽合奏)	152
美術	155
保健体育	159
技術・家庭(技術分野)	164
技術・家庭(家庭分野)	168
外国語 英語	172

平成 30 年 7 月 24 日

大阪市教育局委員会

教育長 山本 晋次 様

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

委員長 野嶋 敏一

平成 31 年度使用中学校教科用図書の選定について（答申）

平成 30 年 5 月 31 日付け大市教委第 1259 号により諮問のありました件について、
別紙の通り答申いたします。

(別紙1)

平成 31 年度使用教科書
見 本 本 発 行 者 別 一 覧

平成31年度使用中学校用教科書(特別の教科 道徳)見本本発行者別一覧
(平成30年4月文部科学省作成の教科書目録に登載された全8者)

発行者番号	発行者の略称
2	東書
11	学図
17	教出
38	光村
116	日文
224	学研
232	廣あかつき
233	日科

略称	発行者
東書	東京書籍株式会社
学図	学校図書株式会社
教出	教育出版株式会社
光村	光村図書出版株式会社
日文	日本文教出版株式会社
学研	株式会社学研教育みらい
廣あかつき	廣済堂あかつき株式会社
日科	日本教科書株式会社

平成31年度使用中学校用教科書見本本発行者別一覧(道徳を除く)

発行者 番号	発行者 の略称	国語	書写	社会 地理	社会 歴史	社会 公民	地図	数学	理科	音楽 一般	音楽 器楽	美術	保健 体育	技家 技術	技家 家庭	英語
2	東書	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○
4	大日本							○	○				○			
6	教図													○	○	
9	開隆堂											○		○	○	○
11	学図	○	○					○	○							○
15	三省堂	○	○													○
17	教出	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○
27	教芸									○	○					
35	清水				○	○										
38	光村	○	○									○				○
46	帝国			○	○	○	○									
50	大修館												○			
61	啓林館							○	○							
104	数研							○								
116	日文			○	○	○		○				○				
224	学研												○			
225	自由社				○	○										
227	育鵬社				○	○										
229	学び舎				○											
冊数		15	5	4	8	7	2	24	18	6	2	7	4	3	3	21

合計 129

略称	発行者	略称	発行者
東書	東京書籍株式会社	帝国	株式会社 帝国書院
大日本	大日本図書株式会社	大修館	株式会社 大修館書店
教図	教育図書株式会社	啓林館	株式会社 新興出版社啓林館
開隆堂	開隆堂出版株式会社	数研	数研出版株式会社
学図	学校図書株式会社	日文	日本文教出版株式会社
三省堂	株式会社 三省堂	学研	株式会社 学研教育みらい
教出	教育出版株式会社	自由社	株式会社 自由社
教芸	株式会社 教育芸術社	育鵬社	株式会社 育鵬社
清水	株式会社 清水書院	学び舎	株式会社 学び舎
光村	光村図書出版株式会社		

(別紙2)

平成31年度使用教科用図書

調 査 の 観 点

(中 学 校 用)

平成30年5月

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

専門調査会ならびに学校調査会における留意事項

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

平成 31 年度使用教科用図書の選定に関する研究調査にあたって、専門調査会ならびに学校調査会は、その事業内容をよく理解し、適正かつ公正な調査に努める。そのためには、次の「調査の基本的態度」「調査員の資格要件及び責務」「調査の観点」に十分留意し、その責務を全うされたい。

1. 調査の基本的態度

- (1) 子どもの最善の利益を第一とし、子どもが学力を身に付け、健やかに成長していけることをめざし、「教育基本法」「学校教育法」「学習指導要領」ならびに「大阪市教育局基本条例」「大阪市立学校活性化条例」「大阪市教育振興基本計画」に示された基本的な目標に基づいて調査及び研究をすること。

めざすべき目標像

全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うようになることをめざします。

そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等に立ち向かう「生き抜く力」を備え、未来を切り拓く心豊かな子どもたちをはぐくむようにします。

基本となる考え方

- ・個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会においても強く「生き抜く力」を備えた子どもたちをはぐくむこと
- ・子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること

(平成 29 年「大阪市教育振興基本計画」より)

(2) 大阪市の教育施策との関連性に基づいて研究調査をすること。

○ 2つの最重要目標

- (1) 子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現
- (2) 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上

○ 2つの「最重要目標」を達成するために重点的に取り組むべき施策

- (1) 全ての基礎となる幼児教育の普及と質の向上
 - ・幼児教育カリキュラムの浸透と実践 等
- (2) 安全で安心できる学校、教育環境の実現
 - ・基盤としての学校安心ルール
 - ・いじめ・暴力行為等防止対策
 - ・不登校・児童虐待等防止対策
 - ・「防災・減災教育」の進化 等
- (3) 道徳心・社会性の育成
 - ・道徳教育の推進
 - ・キャリア教育の充実
 - ・インクルーシブ教育システムの充実と推進
- (4) 国際社会において生き抜く力の育成
 - ・英語イノベーション
 - ・ICTを活用した教育の推進
 - ・プログラミング教育の推進
 - ・多文化共生教育の推進 等
- (5) 子ども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組
 - ・学力の向上
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の推進 等
- (6) 健康や体力を保持増進する力の育成
 - ・食育の推進 等
- (7) 地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援
 - ・学校図書館、地域図書館の充実
 - ・大阪の歴史・現状・文化についての学習
 - ・家庭教育に関する情報提供と学習機会の提供
 - ・産業界との連携
 - ・地域・区域における生涯学習推進と学校園とのネットワーク 等
- (8) 施策を実現するための仕組みの推進
 - ・小中一貫教育の充実 等

2. 調査員の資格要件及び責務

(1) 調査員の資格要件は、次のとおりとする。

各調査会において、教科用図書の採択に直接利害を有する者は、調査員になることができない。教科用図書の採択に利害関係を有する者とは、特定の教科用図書が採択されることにより直接に利益または損害を受ける者であり、例えば次に掲げる者をいう。

- ア 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- イ 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ウ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- エ ウの著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- オ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者
- ※ 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、調査員等として選任することは適当ではない。

(2) 調査員は次の責務を負う

- ア 教科用図書の選定に関する事業内容を理解して、適正かつ公正な調査及び研究を行い、調査の経過及び結果を教科用図書選定委員会に報告しなければならない。
- イ 職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ウ 調査員としての良識と自覚の上に立って、公正確保に留意し、いかなる疑惑をも招くことのないようにしなければならない。

「 特 別 の 教 科 道 徳 」 選 定 基 準

項目	観 点
1 大阪市教育行政基本条例・教育振興基本計画に基づく観点	① 個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するよう配慮されているか。 ② 自由と規範意識、権利と義務を重んじる態度の育成に配慮されているか。 ③ 自己の判断と責任で道を切り拓くことができる能力の育成に配慮されているか。 ④ 真理と正義を求めることができるよう配慮されているか。 ⑤ 公共の精神を尊ぶことができるよう配慮されているか。 ⑥ 豊かな人間性と創造性を備えることができるよう配慮されているか。 ⑦ グローバル化が進む国際社会で力強く生き抜くことができる能力の育成に配慮されているか。 ⑧ 我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、子どもたちが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすことができるよう配慮されているか。 ⑨ 子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現に配慮されているか。 ⑩ 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上に配慮されているか。 ⑪ 命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性をはぐくむよう配慮されているか。 ⑫ インクルーシブ教育の推進に配慮されているか。 ※ 上記①～⑧は、「大阪市教育行政基本条例」前文および「大阪市教育振興基本計画」の「基本となる考え方」より列記しています。⑨・⑩は、「大阪市教育振興基本計画」の2つの「最重要目標」を挙げています。⑪・⑫は、「大阪市教育振興基本計画」の「重点的に取り組むべき施策」の1つです。
2 教育基本法に基づく観点	① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことについて配慮されているか。 ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うことについて配慮されているか。 ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことについて配慮されているか。 ④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うことについて配慮されているか。 ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことについて配慮されているか。

【中学校学習指導要領（総則より）】

- ① 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を切り拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう留意されているか。
- ② いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意されているか。

【第3章 特別の教科 道徳 「第1 目標」に関して】

- ③ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることに配慮されているか。

【第3章 特別の教科 道徳 「第2 内容」に関して】

- ④ 「A 主として自分自身に関すること」の育成に配慮されているか。
[自主、自律、自由と責任][節度、節制][向上心、個性の伸長]
[希望と勇気、克己と強い意志][真理の探究、創造]
- ⑤ 「B 主として人との関わりに関すること」の育成に配慮されているか。
[思いやり、感謝][礼儀][友情、信頼][相互理解、寛容]
- ⑥ 「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の育成に配慮されているか。
[遵法精神、公德心][公正、公平、社会正義][勤労][家族愛、家庭生活の充実]
[よりよい学校生活、集団生活の充実][郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]
[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度][国際理解、国際貢献]
- ⑦ 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の育成に配慮されているか。
[生命の尊さ][自然愛護][感動、畏敬の念][よりよく生きる喜び]

【第3章 特別の教科 道徳 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に関して】

- ⑧ 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫されているか。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるよう配慮されているか。
- ⑨ 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり表現したりするなどの言語活動が充実しているか。
- ⑩ 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなどした際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるよう配慮されているか。
- ⑪ 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する指導内容が充実しているか。

	⑫ 社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いに留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てられるものであるか。 ⑬ 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な見方や考え方のできる教材として活用できるものであるか。 ⑭ 現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材であるか。 ⑮ 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであるか。 ⑯ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであるか。 ⑰ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであるか。
4 外的要素に 関する観点	① 製本が丈夫で、装丁が生徒に親しみやすくできているか。文字の大きさ・フォント・行間などが適切で、印刷が鮮明であるか。 ② さし絵や写真などが鮮明で、色づかいが配慮されており、大きさや位置などが適切に配置されているか。 ③ ユニバーサルデザインに関して、障がいその他の特性の有無にかかわらず、生徒にとって読みやすいものになっているか。
5 構成・配列に 関する観点	① 発達段階を考慮して系統的に配列されているか。 ② 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成できるように配列されているか。 ③ 生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行えるように配慮されているか。 ④ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たし、計画的・発展的な指導を行えるように構成されているか。
6 資料その他に 関する観点	① 資料は学習内容に応じて正確・適切に用意されているか。 ② さし絵・写真・図表などは、生徒が興味をもち、学習意欲を引き出すよう工夫されているか。

